耐震診断・耐震改修等評定手数料

(税込価格 単位:円)

評定区分		耐震診断	耐震改修	耐震診断+耐震改修	
				一般	複合
延べ床面積	A≦500 m ²	198,000	297,000 (198,000)	396,000	別途 · 算定
	500 m² <a≦2,000 m²<="" td=""><td>264,000</td><td>352,000 (264,000)</td><td>473,000</td></a≦2,000>	264,000	352,000 (264,000)	473,000	
	2,000 m² <a≦5,000 m²<="" td=""><td>330,000</td><td>440,000 (330,000)</td><td>594,000</td></a≦5,000>	330,000	440,000 (330,000)	594,000	
	5,000 m² <a≦10,000 m²<="" td=""><td>440,000</td><td>594,000 (440,000)</td><td>792,000</td></a≦10,000>	440,000	594,000 (440,000)	792,000	
	10,000 m²<50,000 m²	550,000	737,000 (550,000)	990,000	
	50,000 m² <a< td=""><td colspan="3">別途算定</td><td></td></a<>	別途算定			
工法	特殊工法·特殊材料等	別途算定 (4)(5)(6)			
	複合構造等				

(注)

(1) 評定単位 : 評定対象建築物または評定対象建築物の部分をいう。

(2)延べ床面積(A): 評定単位の各階の床面積の合計をいう。

(3) 一般:同一の評定単位における耐震改修計画評定をいう。

(4)複合:複数の評定単位を有する一般以外の耐震改修計画評定をいう。

(5)特殊工法、材料等:特殊な工法・材料・技術等が採用され、評定作業量の増大が見込まれるものをいう。

(6)複合構造等:構造形式が複合構造等で評定作業量の増大が見込まれるものをいう。

(7) 別途手数料: 小委員会 4 回目以降、別途手数料が必要になります。

(8)耐震改修の手数料 : 当社にて耐震診断評定を受けた案件の耐震改修評定の場合は、()内の金額となります。 (9)評定手数料の納入方法 : 上記手数料については、請求書到着後、記載の金額を記載期日までにお振込み願います。

:上記十数科については、胡水青封角後、記載の金銀を記載別口までにの振込の機は

なお、振り込み手数料はご負担願います。

(金額はすべて税込価格です。)

別途追加料金 (小委員会4回目以降の一回当たりの料金)								
評定区分		耐震診断	耐震改修	耐震診断+耐震改修				
				一般	複合			
延べ床面積	A≦500 m ²	33,000	44,000 (33,000)	59,400	別途			
	500 m² <a≦2,000 m²<="" td=""><td>44,000</td><td>59,400 (44,000)</td><td>79,200</td></a≦2,000>	44,000	59,400 (44,000)	79,200				
	2,000 m² <a≦5,000 m²<="" td=""><td>55,000</td><td>72,600 (55,000)</td><td>99,000</td></a≦5,000>	55,000	72,600 (55,000)	99,000				
	5,000 m² <a≦10,000 m²<="" td=""><td>74,800</td><td>99,000 (74,800)</td><td>132,000</td></a≦10,000>	74,800	99,000 (74,800)	132,000				
	10,000 m² <a≦50,000 m²<="" td=""><td>91,300</td><td>121,000 (91,300)</td><td>165,000</td></a≦50,000>	91,300	121,000 (91,300)	165,000				
	50,000 m² <a< td=""><td colspan="5">別途算定</td></a<>	別途算定						
工法	特殊工法·特殊材料等	別途算定 (4)(5)(6)						
	複合構造等							

(注)

(1)評定単位:評定対象建築物または評定対象建築物の部分をいう。

(2)延べ床面積(A):評定単位の各階の床面積の合計をいう。

(3) 一般 :同一の評定単位における耐震改修計画評定をいう。

(4)複合:複数の評定単位を有する一般以外の耐震改修計画評定をいう。

(5)特殊工法、材料等 :特殊な工法・材料・技術等が採用され、評定作業量の増大が見込まれるものを

いう。

(6) 複合構造等 : 構造形式が複合構造等で評定作業量の増大が見込まれるものをいう。

(7)別途手数料:小委員会4回目以降、別途手数料が必要になります。

(8) 耐震改修の手数料: 当社にて耐震診断評定を受けた案件の耐震改修評定の場合は、()内の金額

となります。

(9)評定手数料の納入方法 :上記手数料については、請求書到着後、記載の金額を記載期日までにお振込

み願います。なお、振り込み手数料はご負担願います。

(金額は税込価格です。)